



■屋外広告物の色彩に関する新基準

市内全域において、壁面広告および屋上広告の地色には原則として原色の使用を禁止する。ただし、企業カラー等でやむなく原色を使用する場合は、建築物の一方向あたりの原色の使用率を10%以下とする。

※原色の定義は別途規定しています。

※景観重点区域では、従前より全ての種類の広告物で地色に原色を使用するのを禁止しています。

■特殊な広告物に関する新基準

●電光掲示板

- ・市内全域で、表示面積が1面1㎡を超えるものは設置を禁止
- ・城下町景観重点区域、風致地区景観重点区域、高山駅周辺地区では、設置を禁止

●商品モニュメント

- ・伝統的建造物群保存地区では、高さ50cmを超えるものは設置を禁止

●のぼり旗

- ・伝統的建造物群保存地区、高山駅周辺地区では、設置を禁止

■建築物の色彩に関する新基準

市街地における眺望景観の向上のため、中心商業景観重点区域において、次の建築物には一般の建築物よりも厳しい色彩基準を適用します。

- ・中橋から万人橋までの区間において、宮川の河川区域の境界から10mの範囲に立地する建築物
(対岸から望見できない建築物の部分は適用外)
- ・高さ13m(4階建て相当)を超える建築物

このほか詳細な基準内容は、市ホームページまたは都市整備課までお問合せ下さい。

■経過措置

平成29年3月31日以前より掲出されている屋外広告物や既存の建築物のうち、基準の見直しにより不適格となったものについては、3年間の経過措置期間を設け、平成32年3月末までは掲出等を行うことができます。

■補助制度

基準見直しにより不適格となった屋外広告物等の改修や撤去については、3年間の特例措置により下記の補助制度を利用することができます。この期間内に基準に適合するよう、改修や撤去を行っていただきますようお願いいたします。

(必ず、あらかじめ都市整備課までご相談ください)

特例期間：平成29年4月1日～平成32年3月31日

【屋外広告物に関する補助制度の特例措置】

補助対象行為	対象地域	補助率	限度額
基準見直しにより新たに不適格となった看板の撤去および改修(下記項目以外)	市内全域	撤去：10/10 改修：9/10	50万円
屋上広告の撤去	中心市街地	10/10	300万円
1面1㎡を超える電光掲示板の撤去	市内全域	10/10	100万円
地色に原色を使用した壁面広告・屋上広告の撤去および改修	景観重点区域以外	撤去：10/10 改修：9/10	100万円

問合せ先 都市整備課 ☎35-3159